

足場の組立て等工事の作業指針

作業主任者技能講習テキスト No.215840

<新旧対照表> 第4改訂8版 令和7年3月10日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版)第4改訂7版(令和6年2月2日)	(新版)第4改訂8版(令和7年3月10日)
[表記・用語の統一]	
現場、建設現場、工事現場、建設工事現場、作業現場	作業所
職長	職長・安全衛生責任者
労働者	作業者
また	又

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
1	図 1-1	(赤枠を修正)	1	図 1-1	
事業者 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任 作業主任者に作業内容の説明・指導 作業主任者を現場へ派遣 作業主任者の選任を義務づけているのは次の構造及び規模に該当する足場の組立て・解体又は変更等の作業 (1) つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。） (2) 張出し足場 (3) 高さが5メートル以上の構造の足場 図 1-1 作業主任者の選任について			事業者 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者の中から作業主任者を選任 作業主任者に作業内容の説明・指導 作業主任者を作業所へ派遣 作業主任者の選任を義務づけているのは次の構造及び規模に該当する足場の組立て・解体又は変更等の作業 (1) つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。） (2) 張出し足場 (3) 高さが5メートル以上の構造の足場 図 1-1 作業主任者の選任について		
4	上から 10 行目	(2) 作業現場及び周辺の状況が、・・・	4	上から 10 行目	(2) 作業場所及び周辺の状況が、・・・
6	図 1-6	(赤枠を修正)	6	図 1-6	
作業主任者 足場は組立図どおり組立てられているか 安全帯を使うこと! 危険作業は禁止!! 作業者 図 1-6 作業中の指導・監視			作業主任者 足場は組立図どおり組立てられているか 安全帯を使うこと! 危険作業は禁止!! 作業者 図 1-6 作業中の指導・監視		
9	上から 4 行目	作業主任者の選任の対象でない 2m 以上～ 5m 未満の構造の足場の組立て、・・・	9	上から 4 行目	作業主任者の選任の対象でない 5m 未満の 構造の足場の組立て、・・・

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容

11	図 2-1	(赤枠を修正)	11	図 2-1	
(a) 作業床に足場板を使用する場合 (b) 床材と建地の隙間 図 2-1 足場用作業床の例			(a) 作業床に足場板を使用する場合 (b) 床材と建地の隙間 図 2-1 足場用作業床の例		
18	上から 8 行目	さらに、作業現場及び周辺の状況を調査し、・・・	18	上から 8 行目	さらに、作業場所及び周辺の状況を調査し、・・・
20	上から 17 行目	・・・安全管理計画書等の内容を加味し、現場の作業内容に適合したものを作成する。	20	上から 17 行目	・・・安全管理計画書等の内容を加味し、作業所の内容に適合したものを作成する。

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		図 3-4 足場組立の詳細図の例②			図 3-4 足場組立の詳細図の例②

33	表 3-4	(赤枠を修正)	
表 3-4 荷重の種類			
区分	荷重の種類	荷重の大きさ	備 考
鉛直方向	足場部材の質量	1) 製造業者指定 2) 工事現場で使用する器物、作業者等の質量	1) 製造業者の製品カタログ等による
	積載荷重	安衛則等による	
水平方向	風荷重	安全技術指針（仮設工業会）による	
	照査水平荷重	わく組足場は、鉛直荷重の2.5% その他の足場は、鉛直荷重の5%	

45	表 4-3	(赤枠を修正)	
表 4-3 床付き布わくの標準寸法及び許容荷重			
種類	標準寸法 (mm)		許容荷重 (kg/1枚)
床付き布わく (低層わく用の床付き布わくを除く)	幅	長さ	
	240	1,800 1,829	120
	300		150
500	250		

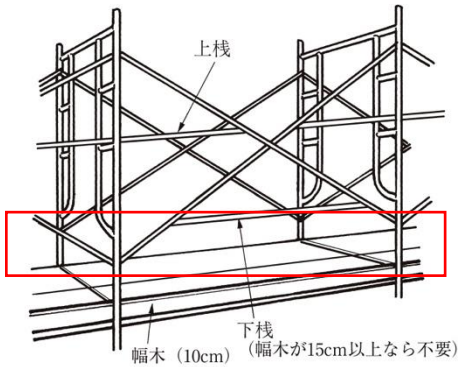
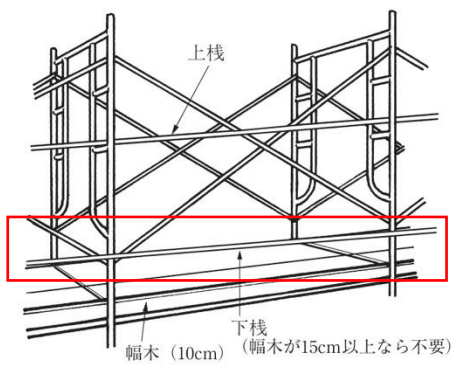
※太字寸法は、現場で多用されている部材

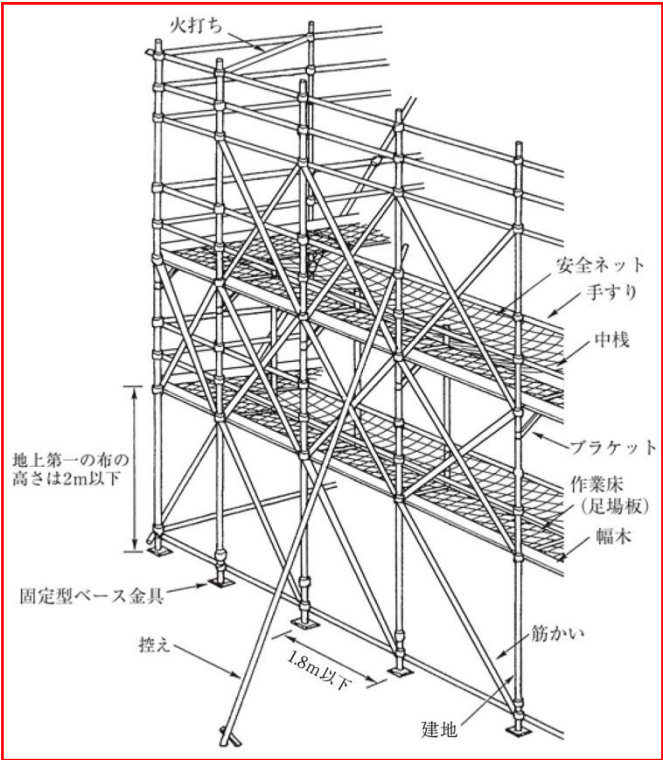
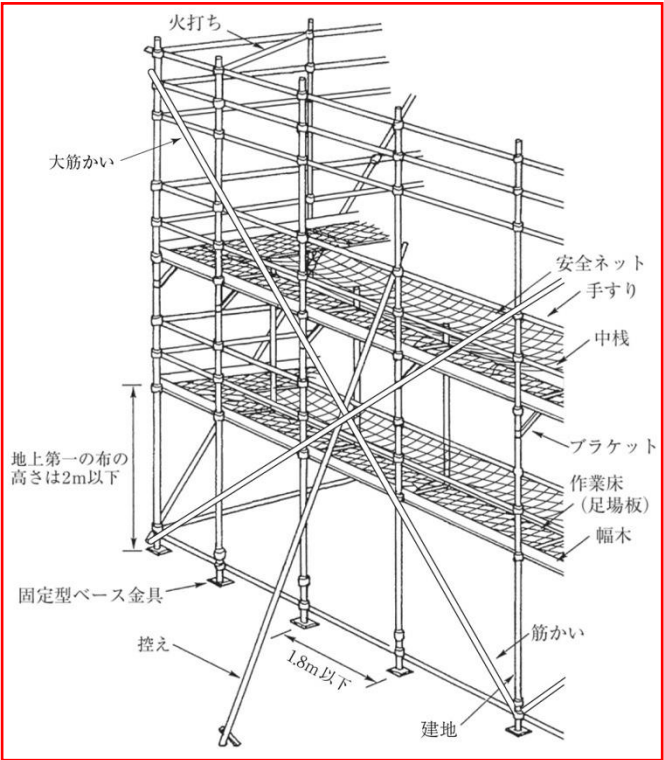
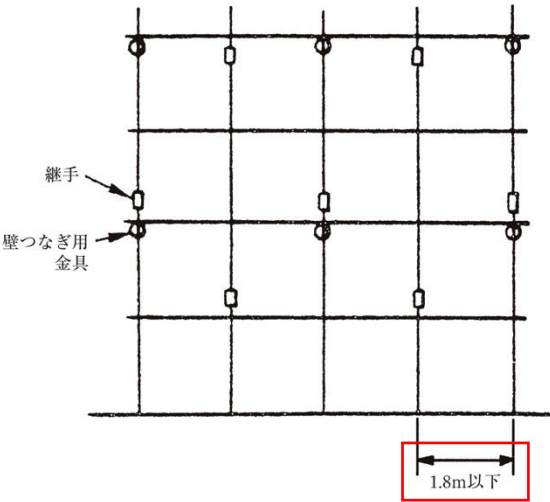
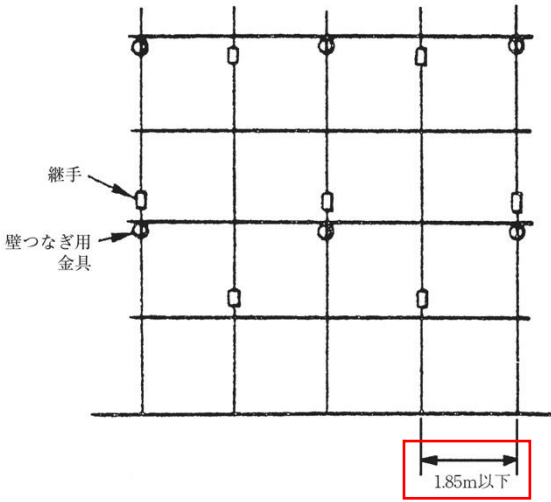
45	表 4-3		
表 4-3 床付き布わくの標準寸法及び許容荷重			
種類	標準寸法 (mm)		許容荷重 (kg/1枚)
床付き布わく (低層わく用の床付き布わくを除く)	幅	長さ	
	240	1,800 1,829	120
	300		150
500	250		

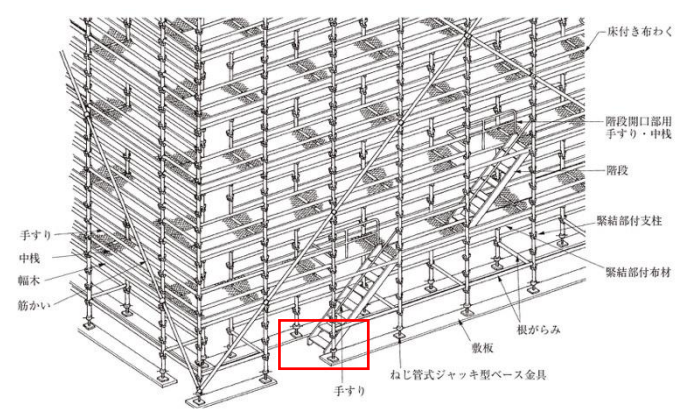
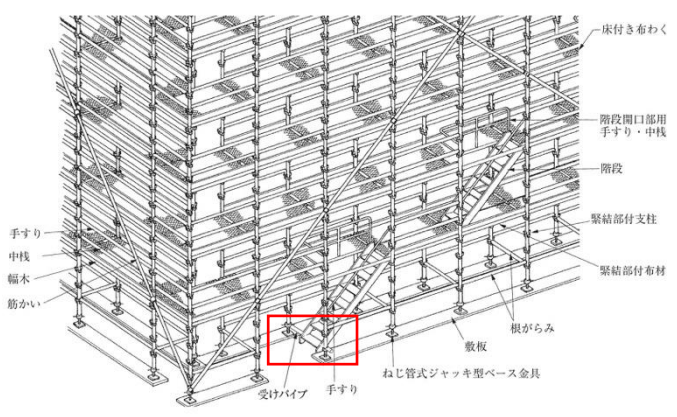
※太字寸法は、作業所で多用されている部材

49	図 4-9	(赤枠を修正)
図 4-9 下棧の設置例		

49	図 4-9	
図 4-9 下棧の設置例		

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
49	図 4-10	(赤枠を修正)	49	図 4-10	
 図 4-10 わく組足場に下棧、幅木及び上棧を取付けた例			 図 4-10 わく組足場に下棧、幅木及び上棧を取付けた例		
64	上から 18 行目	・・・場の組立てを行う工法 <u>(手すり先行工法とよばれる)</u> である。	64	上から 18 行目	・・・場の組立てを行う工法である。
64 ～ 66	上から 20 行目	(順序入れ替え) <u>(1) 手すり先送り方式</u> <u>(2) 手すり据置き方式</u> <u>(3) 手すり先行専用足場方式</u>	64 ～ 66	上から 20 行目	<u>(1) 手すり据置き方式</u> <u>(2) 手すり先行専用足場方式</u> <u>(3) 手すり先送り方式</u>
67 ～ 72	上から 3 行目	(順序入れ替え) <u>①手すり先送り方式の組立て</u> <u>②手すり据置き方式の組立て</u> <u>③手すり先行専用足場方式の組立て</u>	67 ～ 72	上から 3 行目	<u>①手すり据置き方式の組立て</u> <u>②手すり先行専用足場方式の組立て</u> <u>③手すり先送り方式の組立て</u>
76 ～ 78	上から 4 行目	(順序入れ替え) <u>(1) 手すり先送り方式の解体</u> <u>(2) 手すり据置き方式の解体</u> <u>(3) 手すり先行専用足場方式の解体</u>	76 ～ 78	上から 4 行目	<u>(1) 手すり据置き方式の解体</u> <u>(2) 手すり先行専用足場方式の解体</u> <u>(3) 手すり先送り方式の解体</u>
95	下から 6 行目	③ <u>階段の蹴上げは 35cm 以下、踏面は 18cm 以上とする。</u>	95	下から 6 行目	③ <u>階段の蹴上げ高さは、足場施工工法ガイドラインは「30cm 以下」、(一社) 仮設工業会の仮設機材認定基準では「35cm 以下」となっている。</u>
103	図 4-53	(差替)	103	図 4-53	

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
 図 4-53 ブラケット側足場の例			 図 4-53 ブラケット側足場の例		
106	上から 13 行目	① 建地の間隔は、 <u>1.8m</u> 以下とする。	106	上から 13 行目	① 建地の間隔は、 <u>1.85m</u> 以下とする。
107	図 4-57	(赤枠を修正)	107	図 4-57	
 図 4-57 建地の千鳥の例			 図 4-57 建地の千鳥の例		
114	図 4-63	(赤枠を変更)	114	図 4-63	

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
 図 4-63 くさび緊結式足場（本足場）の例			 図 4-63 くさび緊結式足場（本足場）の例		
128	上から 6 行目	② 壁つなぎは、水平方向 5.5m 以下、垂直方向 5m 以下の間隔で設ける。・・・	128	上から 6 行目	② 壁つなぎは、垂直方向 5m 以下、水平方向 5.5m 以下の間隔で設ける。・・・
133	上から 6 行目	・・・更の後及び地震や悪天候後に請負人の作業者に足場を使用させるときは、・・・	133	上から 6 行目	・・・更の後及び地震や悪天候後に請負人の労働者に足場を使用させるときは、・・・
133	上から 16 行目	① 組立てた足場の完了後は、作業主任者が点検を行うとともに、元請の現場管理者・・・	133	上から 16 行目	① 組立てた足場の完了後は、作業主任者が点検を行うとともに、元請の管理者等・・・
133	下から 2 行目	④ 現場撤収時には、足場組替え用部材の仮置き状態は良いか、・・・	133	下から 2 行目	④ 撤収時には、足場組替え用部材の仮置き状態は良いか、・・・

148

図 4-95

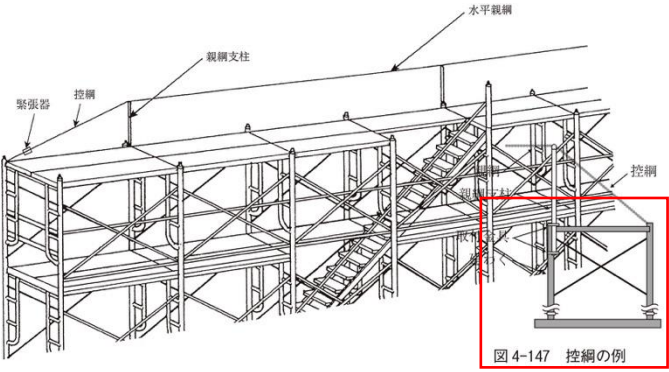
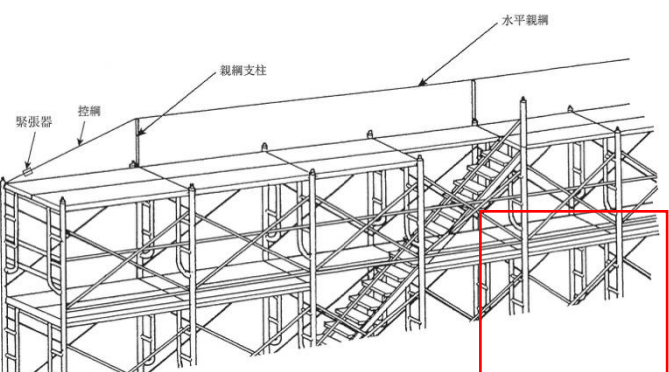
(赤枠を修正)

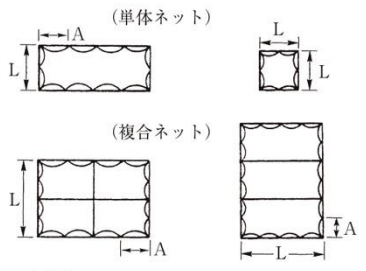
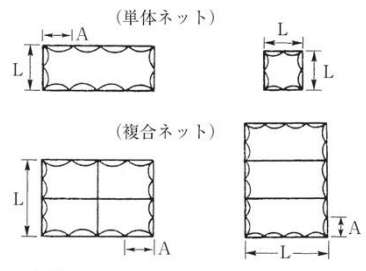
148

図 4-95

154	表 4-29	(赤枠を修正)
表 4-29 張出し足場の部材の点検箇所 (例)		
部 材	点 検 の ポ イ ン ト	
アンカーボルト	① 張出し材の穴径に合ったボルト、ナットであるか。 ② さび、磨耗、変形はないか。	
張出し材	① 著しいさび、凹み等はないか。 ② ボルト取り付け穴は真円か。	
梁材 (大引き材)	① さび、曲がり、変形はないか。 ② ボルトの取り付け穴はよいか。	
床材	① 合板足場等の構造規格品の確認、床材の腐食、ねじれ、へこみはないか。	
根太 (ばた角)	① 根太の腐食、割れ、ねじれ、曲がり、へこみはないか。	

154	表 4-29	
表 4-29 張出し足場の部材の点検箇所 (例)		
部 材	点 検 の ポ イ ン ト	
アンカーボルト	① 張出し材の穴径に合ったボルト、ナットであるか。 ② さび、磨耗、変形はないか。	
張出し材	① 著しいさび、凹み等はないか。 ② ボルト取り付け穴は真円か。	
梁材 (大引き材)	① さび、曲がり、変形はないか。 ② ボルトの取り付け穴はよいか。	
床材	① 合板足場等の構造規格品の確認、床材の腐食、ねじれ、へこみはないか。	
根太 (ばた角)	① 根太の腐食、割れ、ねじれ、曲がり、へこみはないか。	

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
185	上から 11 行目	・・・人の <u>作業者</u> に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する・・・	185	上から 11 行目	・・・人の <u>労働者</u> に足場を使用させるときは、足場における作業を開始する・・・
206	上から 5 行目	③ 親網支柱に控網を取る場合は、支柱の外方1スパンの位置の建わくより取る (図 4-147 参照)。	206	上から 5 行目	③ 親網支柱に控網を取る場合は、支柱の外方1スパンの位置の建わくより取る。
207	図 4-147	(赤枠を修正)	207	図 4-147	
 図 4-149 水平親網の取り付けの例			 図 4-149 水平親網の取り付けの例		

210	図 4-153	(赤枠を修正)	210	図 4-153	
 ただし L：単体ネット及び複合ネットの辺長、 または短辺長 (単位：m) A：ネットの支持点の間隔 (単位：m) 図 4-153 安全ネットの支持間隔			 ただし L：単体ネット及び複合ネットの辺長、 又は短辺長 (単位：m) A：ネットの支持点の間隔 (単位：m) 図 4-153 安全ネットの支持間隔		
211	下から 2 行目	② 人体又は人体相当の <u>落体</u> により衝撃を受けたもの。	211	下から 2 行目	② 人体又は人体相当の <u>落下物</u> により衝撃を受けたもの。
212	下から 3 行目	防護棚は、建設工事の現場から落下物が外部に落下し、・・・	212	下から 3 行目	防護棚は、建設工事現場から落下物が外部に落下し、・・・
225	図 5-1	(赤枠を修正)	225	図 5-1	

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
頭にタオルや帽子などをかぶらない。 作業により保護めがねや防じんマスクを使用する。 清潔で体に合っており、長袖を着用する。 安全靴のひもをきちんと結ぶ。 解体現場では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。 保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。 安全帯 フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。 袖口は止めている。 足元は裾しまりのあるものではみ出さない。 安全靴 服装の乱れは心の乱れである。			頭にタオルや帽子などをかぶらない。 作業により保護めがねや防じんマスクを使用する。 清潔で体に合っており、長袖を着用する。 安全靴のひもをきちんと結ぶ。 解体作業所では、踏み抜き防止機能のある靴を使用する。 保護帽は正しくかぶり、あご紐をゆるみのないようにしめる。 安全帯 フロントのファスナーをとめる。裾をズボンに入れる。 袖口は止めている。 足元は裾しまりのあるものではみ出さない。 安全靴 服装の乱れは心の乱れである。		
図 5-1 高所作業を行う場合の作業服装の例			図 5-1 高所作業を行う場合の作業服装の例		

235	表 5-3	(赤枠を修正)	235	表 5-3	
-----	-------	---------	-----	-------	--

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)																																															
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																													
表5-3 安全帯のフックの掛け方 (例)			表5-3 安全帯のフックの掛け方 (例)																																															
		<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td rowspan="2">直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>角を避ける</td><td></td><td> 角にロープが当たる</td></tr><tr><td>取付ける対象物</td><td></td><td> 端から抜ける恐れがある</td></tr></table>		正しい使い方	誤った使い方	直接掛け					回し掛け					穴掛け (ボルト穴)					角を避ける		 角にロープが当たる	取付ける対象物		 端から抜ける恐れがある			<table><tr><th></th><th>正しい使い方</th><th>誤った使い方</th></tr><tr><td rowspan="2">直接掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">回し掛け</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">穴掛け (ボルト穴)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>取付ける対象物</td><td></td><td> 端から抜ける恐れがある</td></tr></table>		正しい使い方	誤った使い方	直接掛け					回し掛け					穴掛け (ボルト穴)					取付ける対象物		 端から抜ける恐れがある
	正しい使い方	誤った使い方																																																
直接掛け																																																		
回し掛け																																																		
穴掛け (ボルト穴)																																																		
角を避ける		 角にロープが当たる																																																
取付ける対象物		 端から抜ける恐れがある																																																
	正しい使い方	誤った使い方																																																
直接掛け																																																		
回し掛け																																																		
穴掛け (ボルト穴)																																																		
取付ける対象物		 端から抜ける恐れがある																																																
239	下から 1行目	・・・ハサミで切断する等処分して <u>絶対</u> に再使用できないようにする。	239	下から 1行目	・・・ハサミで切断する等処分して再使用できないようにする。																																													
244	下から 8行目	標識を標示するときは、次のことに留意する。	244	下から 8行目	<u>安全</u> 標識を標示するときは、次のことに留意する。																																													
248	下から 5行目	③ <u>垂直昇降式以外の高所作業車の作業床上では安全帯を使用する。</u> ④ 作業床から身を乗り出さない。 ⑤ 作業床上で走行操作する高所作業車の走行は、平坦堅固な場所で誘導者の配置、合図、適正な制限速度等必要な措置を行う。 ⑥ 高所作業車は、合図を定めてその合図により誘導する。 ⑦ 作業範囲内を立入禁止区域に指定する。 ⑧ 作業を終了するときは、作業床を最低降下位置にする。使用責任者の表示をする。	248	下から 5行目	③ 作業床から身を乗り出さない。 ④ 作業床上で走行操作する高所作業車の走行は、平坦堅固な場所で誘導者の配置、合図、適正な制限速度等必要な措置を行う。 ⑤ 高所作業車は、合図を定めてその合図により誘導する。 ⑥ 作業範囲内を立入禁止区域に指定する。 ⑦ 作業を終了するときは、作業床を最低降下位置にする。使用責任者の表示をする。																																													
253	上から 2行目	① <u>当物</u> (やわら) : 玉掛け用ワイヤロープを・・・	253	上から 2行目	① <u>当てもの</u> (やわら) : 玉掛け用ワイヤロープを・・・																																													

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)				
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容		
253	下から 3行目	④ 角のある荷には <u>当物</u> （やわら）をする。	253	下から 3行目	④ 角のある荷には <u>当てもの</u> （やわら）をする。		
267	表 5-17	(赤枠を修正)	267	表 5-17			
表 5-17 快適な職場づくりのために取り組む事項			表 5-17 快適な職場づくりのために取り組む事項				
区分	快適職場指針の項目	対象作業等・対象事項等	対 策 の 例	区分	快適職場指針の項目		
作業環境	(1) 温熱条件 (温度、湿度)	① 冬季屋外作業（凍結） ② 夏季屋外作業（日射、輻射） ③ 降雨、強風、日射等の悪天候時の作業 ④ 屋外での日射、高温、寒冷湿等の作業	・ 日除け屋根の設置 ・ 適切な保温・保冷用品の着用 ・ 冷暖房設備の設置 ・ 降雨、日射対策等のための遮蔽シートの設置 ・ 日射、強風対策のための壁の設置 ・ 作業の遠隔化	作業環境	(1) 温熱条件 (温度、湿度)		
	(2) 環境 (照度)	① 建屋内作業場における照度 ② 夜間作業における照度	・ 屋内等の作業場への照明設備の増設 ・ 移動式局部照明の設置 ・ 建屋内作業場等での光反射紙の活用		(2) 環境 (照度)		
	(3) 作業空間等	① 作業用通路 ② 材料置場 ③ 作業床 ④ 構造体の型わく、鉄筋組立、足場での作業	・ 作業空間の確保 ・ 整理整頓の実施 ・ 標識の設置による作業空間、通路の確保 ・ 作業の遠隔化		(3) 作業空間等		
作業方法	(1) 不良姿勢作業	① 狭隘箇所での足場組立て、解体	・ 設備の改善 ・ 作業台の設置 ・ 高所作業車の活用	作業方法	(1) 不良姿勢作業		
	(2) 重筋作業	① 重量物の人力運搬作業	・ 助力装置 ・ 作業床面、作業用通路の凹凸の解消		(2) 重筋作業		
疲労回復措置	現場に次の措置を加える。なお、工期が短い建設工事現場等については、工事現場にリフレッシュカー等を設置するか、店社での作業者施設の充実を図る。			疲労回復措置	作業所に次の措置を加える。なお、工期が短い作業所については、リフレッシュカー等を設置するか、店社での作業者施設の充実を図る。		
	(1) 休憩室等	① 休憩室等の確保	・ 作業場所に隣接する場所に休憩室の設置 ・ 臥床できる設備の設置 ・ ゆとりのあるスペースの確保 ・ 男女別の休憩室の設置		(1) 休憩室等	① 休憩室等の確保	
	(2) シャワー室等	① シャワー室等の確保	・ 十分な給湯能力のある洗身施設の設置 ・ 作業者の人数に見合った個数のロッカー等の設置		(2) シャワー室等	① シャワー室等の確保	
	(3) 相談室等	① 相談室等の確保	・ カウンセラーによる電話、FAXによる悩みごと相談体制の整備 ・ 資料等の製作、配布		(3) 相談室等	① 相談室等の確保	
	(4) 環境設備	① 環境整備	・ 観葉植物、庭園及び花壇等緑化の配置 ・ 体操、ストレッチング等の可能な場所、施設の確保		(4) 環境設備	① 環境整備	
その他の必要措置	(1) 洗面所、更衣室等の設置	① 洗面所、更衣室等の設置	・ 便所の水洗化 ・ 女性用トイレの確保 ・ 洗面所、洗濯場の設置 ・ 清掃等の管理者の設置	その他の必要措置	(1) 洗面所、更衣室等の設置	① 洗面所、更衣室等の設置	
	(2) 食堂等	① 食堂等の確保	・ 作業現場に隣接するところに食事をすることのできるスペースの確保 ・ 冷暖房機や自動販売機の設置		(2) 食堂等	① 食堂等の確保	
	(3) 給湯設備、談話室等	① 給湯設備の確保	・ 洗面所、洗濯場への給湯設備の設置 ・ 談話室の設置		(3) 給湯設備、談話室等	① 給湯設備の確保	
注）本表は快適職場指針の項目ごとに、対象作業、対象事項等及び対策の例を整理して示したものであるが、対象作業、対象事項等と対策の例は必ずしも対応していないものがあるので、事業者等が快適職場推進計画を策定するにあたっては、この例を参考にして個々の建設現場ごとに実態を把握し、快適職場形成に必要な対象作業、対象事項等及びその具体的対策を決定すること。							
275	下から 6行目	作業手順書作成の目的は、作業の中で発生する <u>ムダ</u> 、 <u>ムラ</u> 、 <u>ムリ</u> を取り除き、・・・	275	下から 6行目	作業手順書作成の目的は、作業の中で発生する <u>ムダ</u> ・ <u>ムリ</u> ・ <u>ムラ</u> を取り除き、・・・		
276	上から 5行目	・・・また災害の <u>危険性</u> を把握し、その対策等を盛り込み、・・・	276	上から 5行目	・・・また災害の <u>危険有害性</u> を把握し、その対策等を盛り込み、・・・		
277	上から 11行目	・・・作業の順序にならべ、作業の急所、災害の <u>危険性</u> を検討し、・・・	277	上から 11行目	・・・作業の順序にならべ、作業の急所、災害の <u>危険有害性</u> を検討し、・・・		
277	下から 11行目	・・・判定することになるが、 <u>現場</u> の状況にもいろいろあり、・・・	277	下から 11行目	・・・判定することになるが、 <u>作業</u> の状況にもいろいろあり、・・・		
277	下から 6行目	② 作業の実績に即しており、楽にでき <u>ムダ</u> 、 <u>ムラ</u> 、 <u>ムリ</u> がないこと。	277	下から 6行目	② 作業の実績に即しており、楽にでき <u>ムダ</u> ・ <u>ムリ</u> ・ <u>ムラ</u> がないこと。		

286	表 6-8	(赤枠を修正)	286	表 6-8	
-----	-------	---------	-----	-------	--

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		表 6-8 作業方法の改善の目的			表 6-8 作業方法の改善の目的
288	上から 5 行目	建設現場の事故・労働災害の防止を図るためには、・・・	288	上から 5 行目	作業所における事故・労働災害の防止を図るためには、・・・
288	上から 11 行目	安全施工サイクルの実施にあたっては、まず、 <u>施工現場</u> のトップ・・・	288	上から 11 行目	安全施工サイクルの実施にあたっては、まず、 <u>施工</u> のトップ・・・
296	上から 3 行目	危険予知 (KY) 活動とは、災害発生要因を先取りし、 <u>現場</u> や作業に潜む危険要因を・・・	296	上から 3 行目	危険予知 (KY) 活動とは、災害発生要因を先取りし、作業に潜む危険要因を・・・

298	図 6-5	(赤枠を修正)	298	図 6-5	
-----	-------	---------	-----	-------	--

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		図6-5 安全施工サイクルと現地KY活動(例)			図6-5 安全施工サイクルと現地KY活動(例)
299	図6-8	(赤枠を修正)	299	図6-8	
		図6-6 災害発生時の措置			図6-6 災害発生時の措置
299	下から5行目	事故・災害が作業場で発生した場合を想定して、あらかじめ災害の種類、・・・	299	下から5行目	事故・災害が作業所で発生した場合を想定して、あらかじめ災害の種類、・・・

300	図6-7	(赤枠を修正)	300	図6-7	
-----	------	---------	-----	------	--

(旧版) 第4改訂7版(令和6年2月2日)			(新版) 第4改訂8版(令和7年3月10日)																																																
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																														
図 6-7 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例			図 6-7 作業所における重大災害、事故発生時の緊急通報体制の例																																																
300	下から 3 行目	災害発生現場の場所や施設は、災害発生時の緊急措置により、・・・	300	下から 3 行目	災害発生場所や施設は、災害発生時の緊急措置により、・・・																																														
301	上から 8 行目	③ 確認者（目撃者）の確保や災害発生現場の保存に努める。	301	上から 8 行目	③ 確認者（目撃者）の確保や災害発生現場保存に努める。																																														
301	表 6-14	(赤枠を修正)	301	表 6-14																																															
表 6-14 災害発生時の作業主任者の心がまえ			表 6-14 災害発生時の作業主任者の心がまえ																																																
<table><tr><th>心がまえ</th><th>措 置</th><th>措 置 内 容</th></tr><tr><td>現場の状況判断を的確にする</td><td>1. 作業、運転等の中止</td><td>① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。</td></tr><tr><td>優先的に何を行うべきか</td><td>2. 被災者の救助</td><td>① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。</td></tr><tr><td rowspan="2">報告、連絡等はだれにするのか</td><td>3. 二次災害の防止</td><td>① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 現場に立入禁止等の措置を行う。</td></tr><tr><td>4. 報告</td><td>直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。</td></tr><tr><td rowspan="4">現場の措置はどうするのか</td><td>5. 連絡</td><td>災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。</td></tr><tr><td>6. 目撃者、参考人の確保</td><td>目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。</td></tr><tr><td>7. 現場保存</td><td>① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場の保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場の保存に努める。</td></tr><tr><td>8. 作業者の気持ちを落ち着かせる</td><td>作業者の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。</td></tr></table>			心がまえ	措 置	措 置 内 容	現場の状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。	優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。	報告、連絡等はだれにするのか	3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 現場に立入禁止等の措置を行う。	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。	現場の措置はどうするのか	5. 連絡	災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。	7. 現場保存	① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場の保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場の保存に努める。	8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。	<table><tr><th>心がまえ</th><th>措 置</th><th>措 置 内 容</th></tr><tr><td>状況判断を的確にする</td><td>1. 作業、運転等の中止</td><td>① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。</td></tr><tr><td>優先的に何を行うべきか</td><td>2. 被災者の救助</td><td>① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。</td></tr><tr><td rowspan="2">報告、連絡等はだれにするのか</td><td>3. 二次災害の防止</td><td>① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 立入禁止等の措置を行う。</td></tr><tr><td>4. 報告</td><td>直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。</td></tr><tr><td rowspan="4">措置はどうするのか</td><td>5. 連絡</td><td>災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。</td></tr><tr><td>6. 目撃者、参考人の確保</td><td>目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。</td></tr><tr><td>7. 現場保存</td><td>① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場保存に努める。</td></tr><tr><td>8. 作業者の気持ちを落ち着かせる</td><td>作業者の動揺を和らげるため、現地での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。</td></tr></table>			心がまえ	措 置	措 置 内 容	状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。	優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。	報告、連絡等はだれにするのか	3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 立入禁止等の措置を行う。	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。	措置はどうするのか	5. 連絡	災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。	7. 現場保存	① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場保存に努める。	8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺を和らげるため、現地での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。
心がまえ	措 置	措 置 内 容																																																	
現場の状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。																																																	
優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。																																																	
報告、連絡等はだれにするのか	3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 現場に立入禁止等の措置を行う。																																																	
	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。																																																	
現場の措置はどうするのか	5. 連絡	災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。																																																	
	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。																																																	
	7. 現場保存	① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場の保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場の保存に努める。																																																	
	8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。																																																	
心がまえ	措 置	措 置 内 容																																																	
状況判断を的確にする	1. 作業、運転等の中止	① 災害発生要因となった設備・機械等の運転を中止する。 ② 関連する作業を中止する。																																																	
優先的に何を行うべきか	2. 被災者の救助	① 災害の程度をよく把握し、人命救助を最初に行う。 ② 救助する場所は、安全な場所を選ぶこと。																																																	
報告、連絡等はだれにするのか	3. 二次災害の防止	① 作業者を安全な場所に避難させる。 ② 立入禁止等の措置を行う。																																																	
	4. 報告	直属の上司や、元請の所長に災害の状況、被害の程度等の正確な情報を報告する。																																																	
措置はどうするのか	5. 連絡	災害の内容に応じて救急車、病院等、被災者の近親者、労働基準監督署、警察署等に連絡する。																																																	
	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。																																																	
	7. 現場保存	① 災害発生時には仮囲い、縄張り等より「現場保存」を行う。 ② 作業者を配置して現場保存に努める。																																																	
	8. 作業者の気持ちを落ち着かせる	作業者の動揺を和らげるため、現地での措置をした後は、極力、他の場所で待機させる。																																																	
330	下から 4 行目	・・・生のための必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第2条第3号に掲げる業種の事業場の労働者については、第1号から第4号までの事項についての教育を省略することができる。	330	下から 4 行目	・・・生のための必要な事項について、教育を行わなければならない。																																														
345	上から 8 行目	(本足場の使用) 【令和6年4月1日施行】	345	上から 8 行目	(本足場の使用)																																														